

消費税軽減税率対策費補助金の概要

赤字が拡充予定箇所

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、①複数税率対応レジ等の導入等（A型）、②受発注システムの改修等（B型）、③区分記載請求書等への対応（C型）などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度

小売段階の支援（BtoC）

流通段階の支援（事業者間取引：BtoB）

①複数税率対応レジ等の導入等支援(A型)

- **補助対象事業者**
複数税率に対応して区分経理等を行うために、複数税率対応レジを導入する中小の小売事業者等
- **補助対象経費**
 - ①レジ等の本体（タブレット等を含む。）、対応するソフトウェア導入に係る経費
 - ②券売機
 - ③レジ付属機器（バーコードリーダー、レシートプリンタ等）
 - ④設置に要する経費（商品マスタ設定費、運搬費、設置費等）
- **補助率**
3 / 4 以内
※ 3万円未満のレジを1台のみ購入する場合は 4 / 5 以内
- **補助限度額**
 - ・レジ1台あたり20万円以内が上限
 - ・商品マスタの設定、機器設置に要する経費は1台あたり20万円を加算
 - ・1事業者あたりの上限は200万円

②電子的受発注システム等の改修等支援(B型)

- **補助対象事業者**
軽減税率制度の実施に伴い、電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等
- **補助対象経費**
 - ①電子的な受発注システム等の改修（**区分記載請求等保存方式に対応する請求管理機能の改修を含む。**）等に要する経費
 - ②パッケージ製品・サービスの導入に要する経費 等
- **補助率**
3 / 4 以内
※他の機能と一体的なパッケージ製品の場合は、初期費用の1/2を補助対象経費とする。
- **補助限度額**
 - ・発注システム：1,000万円
 - ・受注システム：150万円
 - ※受注システム・発注システム両方の場合は、1,000万円

③区分記載請求書等への対応支援(C型)

- **補助対象事業者**
「区分記載請求等保存方式」に対応するために、事業者間取引における請求書等の作成に係るシステムの開発・改修やパッケージ製品等の導入が必要な中小事業者等
- **補助対象経費**
 - ①区分記載請求書等保存方式に対応する請求書等の作成・発行を行うシステム等の開発・改修等に要する経費
 - ②パッケージ製品の導入に要する経費
 - ③対応する事務処理機器の導入経費
- **補助率**
3 / 4 以内
※他の機能と一体的なパッケージ製品・対応機器の場合は、初期費用の1/2を補助対象経費とする。
- **補助限度額**
1事業者あたり：150万円以内